鹿児島市清掃事務所電話設備更新業務委託　仕様書

1　業務名

鹿児島市清掃事務所電話設備更新業務

2　業務目的

鹿児島市清掃事務所の電話交換機について、現在の機器が導入後２７年経過し、電話機などに不具合が生じている。またメーカーの部品供給が２０１０年頃に終了しており、交換機に不具合が生じた場合に電話が不通となるため、電話交換機及び電話機一式の更新を行うもの。

3　施設名及び位置等

(1) 施 設 名　鹿児島市清掃事務所

(2) 位　　置　鹿児島市犬迫町１１９１８番地

(3) 設置場所　２階　男子更衣室

4　業務内容

(1) 品名及び数量

品　　名	数 量	単 位	概　要　（参　考　機　種）
電話主装置	1	台	CrosCore３L
バッテリー、接続ケーブル、キャビネット、キャビネット段済み用品	1	式	バックアップ対応時間：3時間以上対応
USB メモリ	1	個	１６G （通話録音容量約５００時間）
アナログ局線　８回線用ユニット	1	枚	ナンバーディスプレイ対応
８回線多機能電話機内線ユニット	4	枚	
放送接続ユニット	1	枚	
多機能電話機	24	台	１８ボタン以上　MKT/ARC-18DKHF-W-03A
多機能電話機壁掛け用品	5	個	
停電ユニット	2	個	
設置工事費	1	式	

※１　電話主装置電源用アレスタ付コンセント（雷ガード）を設置すること。

※２　電話主装置に留守番電話機能を有すること。
できなければ、現場担当者と協議し、既設の留守番電話機を使用すること。

※３　電話主装置に通話録音機能を有すること。
できなければ､現場担当者と協議し､外付けの通話録音機器を台数分用意すること。

※４　納入する機器が正常に設置・作動するために必要な資材・機材をすべて含むこと。
また、機器搬入・設置・データ設定・試験調整を行うこと。

※５　留守番電話機能及び通話録音機能に係る音声ガイダンスについては、受注者において案内音声を作成し、電話交換機へ設定を行うこと。

案内音声の内容については、本市と協議のうえ決定し、留守番電話時の応答メッセージ及び通話録音開始時の告知メッセージを作成・設定すること。

(2) 処分

旧電話設備一式は委託者にて撤去、処分すること。また、その費用は本仕様に含む。

(3) 報告書作成

上記業務における、施工前、施工中、施工後を写真管理し、完了時に報告書を２部作成し提出すること。

5　履行期限

令和９年３月５日(金)

6　遵守事項

(1) 一般的事項

①　本業務は、有線電気通信法及び電気通信事業法に定める端末設備等規則に基づき、入念かつ誠実に施工すること。

②　受注者は、作業にあたり、資格が必要な作業については、有資格者を配置し作業を行うこと。

③　受注者は、作業にあたり、労働安全衛生法等諸法令及び諸法規を厳守すること。

④　受注者は、人身事故、災害又は、第三者に損害を与える事故が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに、事故発生原因、経過及び事故による被害の内容等について遅滞なく発注者に報告すること。もし、第三者及び従事者に損害が生じたときは、受注者の負担によって、これを保障すること。

⑤　受注者は、作業現場に安全管理者を配置し、作業箇所に関する巡視、点検を行い、安全確保に努めなければならない。

⑥　受注者は、機器の設置について、仕様書に示されている機器及び装置等（以下、「設備等」という。）が、すべてその機能を完全に発揮するよう誠実に行うこと。

⑦　受注者は、仕様書及び施工に疑義が生じた場合はすべて発注者と協議し、その指示に従わなければならない。また、仕様書に明記してなくとも、設置施工上必要な事項は、発注者の指示に従うこと。

⑧　作業日程は原則、土曜日もしくは日曜日とし、回線の停止は、できるだけ短時間となるよう考慮し、事前に資源循環部清掃事務所の承諾を得ること。

⑨　塵埃等を発生させる作業は、既設機器に対して十分な養生を行い、機能等に悪影響を及ぼさないように作業すること。

⑩　配線は、既設設備配線を流用可能とする。ただし、著しく劣化している場合で、機能動作上問題があると認められた場合には、資源循環部清掃事務所と協議の上、改修を行うこと。

⑪　受注者は設置完了後、検査員の検査を受けること。この際、検査員により手直し等

の指示を受けた場合は、速やかに手直しを行い、発注者に報告すること。

(2) 見積金額

設備等の運搬、搬入、設置、調整、撤去、処分等に係る一切の費用は、本仕様に含むものとする。また、本仕様は、設備等が正常に作動するために必要な機材及び雑材料等の一切を含むものとする。

(3) 業務関係事項

① 上記５に示す履行期限までに全ての事項を終了すること。但し、施設の運営に支障をきたす恐れがある機器取替作業及び試運転は、契約期間中に発注者が指定する期間に完了させ、速やかに施設運営を再開できるようにすること。機材準備や、簡易な補修、清掃作業等施設運営に支障のない作業は、この限りではない。

② 本業務に伴う機械設備の施工については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」に基づき、施工すること。なお、完了後は図面(機器図等)・取扱説明書等を納品すること。

③ 本業務に伴う電気設備や建築の施工については、それぞれの工事標準仕様書に基づき、施工すること。なお、完了後は図面・取扱説明書等を納品すること。

④ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」)に定めるところにより環境負荷の低減に努めること。また屋内で使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。

⑤ 施工に関して、関係機関等への必要な申請等がある場合は、受注者が行うこととし、その際の費用については受注者の負担とする。

(4) その他事項

① 設置完了後は、発注者が立会いの下、機器の稼働状況を把握し、故障・不具合等が生じた場合は、直ちに適正な対応をとること。なお、完了後速やかに発注者の担当者及び関係職員等に対し、機器の運転等に関する取扱説明を行うこと。その際には、必要な機器取扱説明書及び取扱器具、機器の鍵等を納入すること。設置した機器等に対し、１年間の無償保障期間を設けること。

② 受注者は、落札後、業務完了までの工程表を速やかに提出し、詳細について発注者と協議すること。

③ 業務完了後には、完成図書（機器の仕様明細、取扱説明書等)、緊急時の対応及び連絡先等を記した書面等を納入すること。

④ 本業務の対象範囲外であっても、業務実施中に、機器等について、異常やその兆しを確認した場合には、速やかに発注者にその内容の報告や改善、対策の提案をすること。

⑤ 同等品による見積りは可とする。ただし、新品に限る。

なお、同等品により見積りする場合は、同等品確認書及び同等品のカタログを令和８年１１月２０日までに資源循環部清掃事務所に提出し、事前に確認を受けること。

⑥ その他、施工時に関し疑義が生じた場合は、事前に発注者と協議すること。

7 連絡先 鹿児島市 環境局 資源循環部 清掃事務所 管理係 高橋

電話　０９９－２３８－０２０１